

トラック運送事業者に対する労働時間等説明会の開催について（案）

1 趣旨

自動車運転業務については、時間外労働の上限規制の適用が令和6年（2024年）3月31日まで猶予されており、これまで、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に係る自主的な取組が重要である。

そのため、厚生労働省では、業界団体の協力の下、改正労働基準法等の労働時間法制度等の周知、理解を図るため、説明会を開催し自主的な取組の支援を行う。

2 開催要領

(1) 実施主体

福岡労働局、労働基準監督署

(2) 対象

（公社）福岡県トラック協会の会員事業者

(3) 内容等

ア 福岡労働局、労働基準監督署

改正労働基準法等について

イ 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局

「ホワイト物流」推進運動について

ウ 福岡県トラック協会

業界の取組に関する説明、会員企業への協力依頼

※ イとウについては、開催回によっては資料配布のみとする。

3 その他

(1) 説明会は、全国で320回、福岡県下で10回を予定している。

事業者の準備期間等を考慮し、2019年度～2021年度までの間に集中的に実施する。

(2) トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会において、説明会の内容等について意見交換を行う。

(3) 令和元年度に開催する「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」（全国で50回、福岡県で2回開催）においても、同様の説明を実施する。

荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

（福岡会場）2019年11月14日（木）13：00～16：00 福岡県トラック総合会館【終了】

（北九州会場）2020年1月28日（火）13：00～16：00 ウェルとばた多目的ホール